Ⅰ　基本認識～取り巻く情勢

**1.　国際的な政治・経済状況**

|  |
| --- |
|  |
| ①　新型コロナウイルス感染症のパンデミックは世界を大きな混乱の渦に巻き込みました。しかし、徐々に落ち着きを見せウィズコロナへと転換がはかられる中で、今度はインフレ高進によって生活は厳しさを増しています。  ②　こうした中で起こったロシアによるウクライナへの軍事侵攻によって、世界は大きく変容することとなりました。安全保障の危機に直面した欧州を中心とした軍備強化、核の脅威は世界を覆い、経済への影響、物価やエネルギー価格の高騰が労働者などに大きな影響を及ぼしています。  ③　米中による覇権争いも深刻化するなど、世界は混迷を極めていますが、気候変動対策などを中心に国際的な協調が求められています。その中で平和と安定に資する多方向の平和外交を展開していくことこそ日本が果たしうる役割です。 |

(１)　世界を覆った新型コロナウイルス感染症の状況

①　ウィズコロナへの転換、経済活動の再開とインフレ

1.　新型コロナウイルスの世界的大流行から３年余が経過する中、感染の波は幾度にもわたり世界を覆い、経済活動の停滞、サプライチェーンの混乱を招きました。また、中国の「ゼロコロナ政策」をはじめとする厳しい外出制限、都市封鎖（ロックダウン）が行われるなど、人々の生活は大きく制限されてきました。

　　しかし、世界的なワクチン接種の進行と集団免疫を獲得したことなどもあり、終息とまではいえないものの感染者数は一定の落ち着きを見せつつあります。

2.　欧米では日本よりも一足早く経済活動が再開される一方で、需要の急速な高まり、食料などの供給ショック、労働力不足などを背景に世界的にインフレが高進し、人々の生活は厳しさを増しています。

3.　ＷＨＯ（世界保健機関）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を2023年５月５日に解除しました。今後もさらなる変異株の発生などの恐れもあり予断を許しませんが、世界経済はパンデミック前まで完全には戻らないまでも回復の兆しを見せており、世界的にウィズコロナへと転換がはかられてきています。

②　露呈した人種差別、人権侵害

4.　新型コロナウイルスは、人種差別や人権侵害などの問題を生じさせました。アメリカでは、トランプ前大統領が新型コロナウイルスを、「チャイニーズ・ウイルス」や「カンフルー」などと繰り返し表現したことに端を発し、人種や宗教への偏見に基づくアジア系アメリカ人に対する憎悪犯罪（ヘイトクライム・アジアンヘイト）が発生し、社会問題化しました。

　　また、中国では、「ゼロコロナ政策」に対する市民の抗議活動が中国政府により弾圧されるなど、基本的な人権が侵害される問題も散見される事態となりました。

5.　世界規模で経済や社会、政治にまで広く影響が及ぶようなパンデミックの中、国民の命を守ることが各国政府に求められていたにもかかわらず、人権を侵害・抑圧するような状況があったことは大きな問題です。世界中のすべての人がパンデミックという同じ問題を共有していた今だからこそ、改めて人権の重要性を再確認することが求められています。

(２)　ロシアのウクライナ軍事侵攻が世界を大きく変容

①　安全保障環境の変化と核の脅威

1.　世界が新型コロナから立ち直り、以前の日常を取り戻しかけていた矢先の2022年２月24日、ロシアがウクライナ東部のロシア系住民をウクライナ軍の攻撃から守り、ロシアに対する欧米の脅威に対抗するという「正当防衛」を主張し、「特殊軍事作戦」と称してウクライナへの軍事侵攻を開始しました。これは、明らかな国際法違反であり、一般市民の生命や生活を脅かし人道上の危機を深刻化させる暴挙は断じて許されるものではありません。

2.　ロシアによる軍事侵攻を受け、ＮＡＴＯ（北大西洋条約機構）は防衛体制を強化する方針を示すとともに、「ＧＤＰ比２％」との加盟国の国防費目標を引き上げる可能性を示唆しています。また、第二次世界大戦後、軍備の増強を抑えてきたドイツも、防衛費を拡大させる方針へと転換をはかりました。

　　また、これまで「軍事的中立」を掲げてきたフィンランドやスウェーデンはＮＡＴＯ加盟を申請し、４月４日にフィンランドの加盟が正式決定するなど、プーチン大統領のＮＡＴＯ分断の思惑に反して、軍事侵攻前よりも拡大が続く状況となっています。

3.　プーチン大統領は軍事侵攻以降、核兵器の使用をちらつかせ、５月には隣国のベラルーシに戦術核兵器の配備を開始するなど、「核の恫喝」を続けており、国連も常任理事国かつ核保有国であるロシアの暴挙を批判しています。また、バイデン米大統領も、「キューバ危機以来の核の脅威だ」と非難しています。

4.　一方で、プーチン大統領は、アメリカも2003年にイラクに大量破壊兵器があるとして、国連安全保障理事会（安保理）の決議を経ず一方的に軍事侵攻したこと、さらには、核シェアリングとしてＮＡＴＯ加盟国に核兵器を配備しているにも関わらず、国際法違反や人権侵害などとロシアを批判していることなどに対し、アメリカおよび西欧のダブルスタンダードであると批判を強めており、大国同士の非難の応酬が続いています。

②　世界経済が混乱、労働者へも大きな影響

5.　ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、それまで気候変動などで顕在化していた食料危機の悪化、さらにはエネルギーなどの供給不足を招き、コロナ禍からの回復過程で生じていたインフレに拍車をかけることとなりました。欧米を中心に経済制裁を課す一方で、エネルギーのロシア依存を強めてきた欧州ではエネルギーの供給不足に直面し、価格高騰も問題化する事態となりました。

　　また、ロシアとウクライナは世界有数の穀物の輸出大国であり、輸出拠点の港が一時封鎖されるなどの供給の混乱を引き起こしたほか、軍事侵攻以前から高まっていた小麦やトウモロコシなどの価格のさらなる高騰、肥料価格の高止まりなど、世界的な「食料ショック」をもたらしました。このように、冷戦後平和であることを前提に作り上げられてきたグローバル経済は非常に脆く、ひとたび戦争が起これば供給網の混乱と大きなダメージを引き起こすことが明らかとなりました。

6.　コロナ禍からの回復過程にあった世界経済にも影を落とすことになりました。中国の「ゼロコロナ政策」の撤回がプラスに働いたものの、これまでの金融政策が通用しないインフレが根強いこと等も踏まえ、ＩＭＦ（国際通貨基金）は、４月11日、2023年の世界全体の成長率を2.8％（前期比マイナス0.1ポイント）と下方修正しています。また、人手不足を背景にした賃金上昇などインフレ圧力は予想以上に根強く各国の中央銀行が金利引き上げにより十分にコントロールできていないことなどを要因として、「物価が多くの国で元通りになるには2025年までかかる」との見通しも示しています。

　　世界銀行も３月に2022～2030年の成長率が年平均で2.2％減速するとの見通しを示すとともに、インフレ抑制のため各国の中央銀行が金融引き締めに転じた影響で2023年の世界経済は景気後退が想定され、大規模な金融危機が発生することも危惧されるとしており、世界経済の先行きは極めて不透明な状況にあるといえます。

7.　ＩＬＯ（国際労働機関）が１月に公表した「世界の雇用及び社会の見通し2023年版」では、世界の雇用の伸びは1.0％にとどまると予測しており、世界経済の減速は、より多くの労働者に雇用保障や社会保護を欠いた質の低い、低賃金の仕事を受け入れさせ、新型コロナにより悪化させられた不平等をさらに強調する可能性が高いと指摘するなど、世界の労働者にも大きな影響を及ぼしています。

8.　世界的に物価やエネルギー価格が高騰する中で、スリランカ、ペルーなどでは物価対策を政府に求める大規模なデモが発生し、一部では暴動にまで発展するケースも散見されています。また、アメリカやイギリス、ドイツなどでは労働者が物価高騰に見あった賃上げを求め大規模なストライキを実施するなど、物価高も踏まえた賃上げが世界的な課題となっています。

③　気候変動対策に一時ブレーキ

9.　環境面での影響も深刻化しています。干ばつ、猛暑、豪雨など地球規模で自然災害が激化し、食料の安定供給などにも大きな影響が出る中、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」に基づき、世界各国では温室効果ガスの削減目標（2050年までのカーボンニュートラル実現など）の達成にむけ、再生可能エネルギー導入などの取り組みが進められています。

　　しかし、今回の軍事侵攻後、ロシアによる天然ガス供給量の大幅な制限により世界のエネルギー需給がひっ迫し、欧州を中心に自国の経済を回すため、相対的に安価で調達しやすい反面、二酸化炭素排出量の多い石炭利用が急増するなど、国連が中心となり世界が一丸となって取り組むべき気候変動対策は一時ブレーキをかけざるを得なくなりました。

10. また、ＥＵでは27ヵ国中13ヵ国が原子力発電を行っており、オランダ、イギリス、フランスなどは原発の新建設などを進める一方で、ドイツは５月に全原発を停止するなど、各国の原発に対する方針は大きく異なっています。一方で、ロシア軍によるウクライナ国内の原発の占拠によって有事への備えの難しさが浮き彫りとなりましたが、ロシアに依存しないエネルギー供給のため、原子力のグリーンエネルギーへの位置づけを強めようとする動きもあるなど、その扱いをめぐり対立が続いています。

11. ＷＦＰ（国連世界食糧計画）は、紛争や干ばつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響で、深刻な食料不足に陥っている人々は82ヵ国で約３億人にのぼっていると警鐘を鳴らしており、食料問題の深刻化などさらなる懸念も示されています。

　 いずれにしても、気候変動対策は世界の喫緊の課題です。対策のスピードが遅くなれば、さらなる気候変動による食料危機、ツバルやキリバスに象徴されるような海面上昇による陸地の浸水（沈没）など、まさに生存権に直結する深刻な影響も懸念されています。

(３)　「民主主義ＶＳ権威主義」で分断の懸念も

①　引き続く米中覇権争い

1.　３月に行われた中露首脳会談では、「双方は多極化する世界秩序の構築を加速する」などとしてアメリカをけん制するなど連携強化をアピールする共同声明を発表しましたが、中国からロシアへの軍事的な支援についての具体的な言及はなされず、現時点では中国として一線を引いている様子がうかがえます。

　　他方で、中国は南沙・西沙諸島において岩礁や暗礁を大規模に埋め立てて人工島を造成し、それらを軍事基地化していますが、この動きは力による現状変更を軍事侵攻によってしようとするロシアに重なるものがあることには留意する必要があります。

2.　中国中心の経済圏構築をめざす「一帯一路」構想はアジアやアフリカのみならず、南米など世界規模に及んでおり、対中国債務をＧＤＰ比10％以上抱えた国が44ヵ国に達したとの調査もあります。しかし、これは中国が途上国支援と引き換えに権益を取り上げる「債務の罠」とよばれており、スリランカは2022年にデフォルトに陥り、重要インフラが中国の手中に落ちることとなるなど、中国は戦略的に経済面での覇権を拡大しています。

　　また、中国は中東離れを進めるアメリカの間隙を突くように、長年衝突を繰り返してきたイランとサウジアラビアの関係正常化に仲介役を果たし中東での存在感を高めるなど、内政不干渉の独自の外交を展開し、友好国を増やしています。一方で、2023年の中国の国防費は約30兆円と前年比で7.2％増加し、さらなる軍備増強の姿勢を示すなど、軍事・経済両面での覇権拡大を目論んでいるといえます。

3.　アメリカは中国の対外拡張政策に対して「自由で開かれたインド太平洋」構想を対置し、軍事同盟であるＡＵＫＵＳ、外交・安全保障面でのＱｕａｄ、ＩＰＥＦなどにより中国の影響力拡大の抑制をはかっています。

　　また、自動車や電子機器などの産業分野、軍事技術にも不可欠な半導体の国内生産を強化するとともに、米日韓などの関係を強化し、先端半導体技術の対中輸出規制をはかるなど対中包囲網を強めています。

　　一方で、バイデン米大統領は、中露を筆頭とする権威主義陣営に対抗し、民主主義諸国の結束を強化するとして「民主主義サミット」を開催していますが、招待国の基準が不透明なことなど、その理念だけで国際社会を糾合することに懐疑的な見方が根強く示されています。

4.　こうした中、台湾をめぐる米中対立の動きも深刻です。４月には、台湾の蔡総統とアメリカ下院議会のマッカーシー議長が会談したことへ反発し、中国が台湾周辺で軍事演習を展開するなど軍事的緊張が高まったほか、６月の米中外相会談では対話を継続するとしたものの、台湾問題に関する議論は平行線をたどるなど、緊張緩和の糸口すら見いだせていません。今後、世界的な競争力を持つ半導体産業が経済、安全保障の大きな争点となるなど、米中の覇権争いが激化の様相を呈しています。

②　世界の分断、経済のブロック化の懸念

5.　ロシアによるウクライナ侵攻の早期の停戦終結は世界的な思いではあるものの、１年半以上が経過し、長期化の様相を呈しています。欧米国内ではウクライナへの支援疲れの声も聞かれる一方で、ロシアへの経済制裁、ウクライナへの軍事支援について、まさに引くに引けない状況が続いており、経済的な分断、ブロック化が進むことも懸念されています。

6.　ＮＡＴＯの新たな戦略概念では、ロシアを「最も重要かつ直接的な脅威」、太平洋で軍事力を強化しつつある中国を「体制上の挑戦」と明記するなど、欧米対中露の構図が明確になっています。また、アメリカは「民主主義対権威主義」の構図を作り上げ、南半球を中心とした途上国や新興国、いわゆるグローバルサウスとの連携強化を模索していますが、第三極的な立場としてはどちらにもついていないのが現状です。

7.　これらの国の中には、これまでの欧米への反感（アメリカによるイラク戦争、ＥＵの反移民政策など）や経済的な結びつきなどからロシアに対する非難・制裁に距離を置く国も多く、一概に「民主主義対権威主義」の二項対立とはいえない状況にあります。このように、単純に二項対立を作り出し、民主主義的な価値観の正当性を訴えるだけでは、ウクライナ情勢をはじめとする世界の緊迫した事態を解決に導くことができるかは極めて不透明です。

8.　ただし、権威主義については、新型コロナ対策など迅速にトップダウンで施策を実行できる側面もあるとされる一方で、報道規制などの言論弾圧や不当逮捕などの人権抑圧なども数多く発生しているのが現状です。現に、国軍がクーデターによって政権を掌握し市民や民主派への弾圧を強めるミャンマー、アメリカにむけた挑発のため度重なるミサイル発射や戦術核兵器開発を示唆する一方で、住民統制を強める北朝鮮などを見れば、負の側面も多大にあることを認識しておく必要があります。

9. 国際社会の分断など世界が不安定かつ混迷を極めている状況にありますが、気候変動対策などを中心に、国際的な協調が求められています。広島サミットの首脳宣言では、「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を堅持し、強化する」と明記されていますが、東西冷戦以降の国際秩序がＧ７主導で構築されたのは、欧米を中心に圧倒的な経済力があったからであり、新興国が経済的に自立するなど、その状況は大きく様変わりしようとしています。

　　「国際平和及び安全を維持すること」を目的の一つとする国連が機能不全に陥る中、今求められているのは、大国による価値観の押し付けや対立への同調・加勢ではなく、より丁寧な対話・外交であり、その中で日本の立ち位置が問われています。少なくともアメリカ一辺倒（追従）の外交ではなく、世界の平和と安定に資する多方向の平和外交を展開していくことこそ日本が果たしうる役割であるといえます。

**2.　日本の社会・経済・政治などの状況**

|  |
| --- |
|  |
| ①　物価高騰が続く中で、今こそ低位におかれ続けてきた労働者の賃金の流れを転換させ、物価と賃金が相応に上がっていく好循環を生み出していくことが求められています。あわせて、労働力人口が減少する中で、雇用対策や労働者保護施策を含む社会的セーフティネットの整備も喫緊の課題です。  ②　岸田政権は安全保障政策をはじめ、国のあり方を大転換させようとしていますが、国会・国民を軽視する政治姿勢は許されるものではなく、危機的な政治状況にあると認識していく必要があります。  ③　社会・将来への不安が渦巻く中で、誰もが安心して働き生活できる施策が求められています。そのためにも「人に寄り添う」政治へと転換していく必要があります。 |
|  |

(１)　経済・雇用等の状況、推し進められようとする労働市場改革

①　新型コロナの状況

1.　日本においても新型コロナウイルスは一定の落ち着きをみせ、政府も５月８日から感染症法上の位置づけを「５類」に変更するなどウィズコロナへと進み始めています。ただし、新たな変異株などによる感染拡大へは引き続き注意しておく必要があるとともに、これまでの教訓や対応の検証を行うなど、感染対策を継続していくことが不可欠です。とくに、重症化しやすいとされる高齢者や基礎疾患のある人への対応、感染拡大時の病床の確保など、課題を整理することが求められています。

2.　幾度にもわたる緊急事態宣言やまん延防止措置なども経て、日本も世界と同様に経済活動が再開・本格化している状況にあります。一方で、コロナ禍においてこれまでの生活様式や働き方も変わっており、とりわけ大きな影響が出た宿泊や飲食などのサービス業、交通産業などではコロナ禍前まで業績が回復するかは見通せません。

　　また、政府による、いわゆる「コロナ融資」で経営を継続してきた中小企業も多くありますが、本格的な返済開始を迎えること、さらには世界的な物価高騰のもと価格転嫁が進まない中で倒産件数も増加傾向にあり、経済の先行きは不透明です。

②　低位におかれてきた日本の賃金

3.　アベノミクス、異次元の金融緩和（円安誘導）によって輸出企業を中心に企業業績も改善、株価は大幅に上昇し、大企業を中心に企業収益は上がりましたが、内部留保にとどまり全体の労働分配率は回復していません。また、政府はアベノミクスの成果として雇用改善を誇示してきましたが、増加した雇用者の７割を非正規が占めるのがその実情です。

4.　自民党と経済界が非正規雇用の拡大、低賃金の状況を放置してきたことにより、日本の賃金はＯＥＣＤ加盟国の中でも下位にとどまっており、バブル経済崩壊以降、労使ともに賃上げよりも雇用を守ることに終始してきた日本の平均賃金は約30年間ほぼ横ばいで推移している状況にあります。

5.　日銀の異次元の金融緩和の継続が諸外国との金利差を拡大し、円安の進行が今日のインフレに拍車をかけ実質賃金もマイナスが続いています。岸田首相は、アベノミクスで「トリクルダウンは起きなかった」とし、それまでの経済政策を改め、「成長と分配の好循環」を実現するとして「人への投資」など政策転換をはかるとしています。

　　しかし、アベノミクスと同様に企業活動を支援する成長重視の政策が目立ち、アベノミクスとの違いが不透明との指摘もなされています。さらに、自民党総裁選で掲げた「金融所得課税」など、分配の強化による格差是正施策は乏しく、その実効性と本気度には疑問が呈されています。

6.　物価等の高騰が続く中、2023連合春闘では大手企業を中心に賃上げが進み、３％を超える水準を獲得しましたが、今春闘で掲げた「５％程度」との目標には到達せず、依然として物価上昇には追い付いていません。大手と全労働者の７割を占める中小の格差を是正することが必要であり、適正な価格転嫁も課題となる中で取引関係の適正化も重要です。

　　一方、2023年度の最低賃金について、7月28日、中央最低賃金審議会は41円（4.3％）引き上げる目安を答申したことを受け、全国的に最低賃金引き上げにむけ動き始めました。本県においても８月7日、福島地方最低賃金審議会が本県の最低賃金を現行の時給858円から42円（4.9％）引き上げ、900円とするよう福島労働局長に答申しました。最低賃金は物価や賃金の上昇率を参考に決められるものであり、春闘の賃上げの流れが引き継がれた点では評価できますが、物価高騰を踏まえれば当然の動きであり、働きに見あった賃金、非正規労働者への対策が急務であることに変わりありません。

　　今後の物価高騰の動向は不透明ですが、物価と賃金が相応に上がっていく好循環を生み出すため、労働組合として、引き続き積極的に賃上げを求めるとともに、その流れが継続されるよう主体的に対応していく必要があります。

③　人口減少の中で求められる労働力の確保

7.　総務省が公表した人口推計（４月12日）によると、2022年10月１日時点の日本の人口は約１億2,000万人（前年比75万人減）と12年連続の減少、減少幅は統計をとり始めた1950年以降で最大であり、15歳未満の人口は約1,400万人と過去最低、75歳以上の人口は約1,900万人で過去最高と、「少子・高齢化」「人口減少」が急速に進んでいることが明らかとなっています。また、人口が増加したのは東京都だけであり、「東京一極集中」の流れが再び強まっている状況にあります。

8.　リクルートワークス研究所によれば、労働者の供給不足が2040年に約1,100万人にのぼると予測しており、構造的な少子・高齢化により東京を除くすべての道府県で労働者が不足すると分析するなど、東京と地方の格差が一層拡大すると指摘しています。

　　また、厚生労働白書（2022年９月）によれば、2040年に医療福祉分野で96万人が不足すると公表しています。そのほかにも運輸・輸送業界、とりわけ物流業界の人手不足が加速することが危惧される、いわゆる「2024年問題」も間近に迫っています。

9.　外国人労働者の確保も労働力不足の中で課題となっています。政府は、６月９日に「特定技能２号」の対象業種を拡大することを閣議決定し、有識者会議では、外国人技能実習制度の見直しも検討されています。しかし、そもそも諸外国に比べ日本の賃金が上がっていないことから外国人労働者が日本での就労を敬遠する傾向にあり、円安がそれにさらに拍車をかけている状況にあります。さらに、海外で働く日本の若年層も増加傾向にあり、賃金の面でもはや魅力的な国ではなくなりつつあります。

　　少子・高齢・人口減少社会が進む中で労働力確保が日本全体で深刻な課題になる今、公正労働の確保が喫緊の課題となっています。

④　岸田政権が掲げる労働市場改革への懸念

10. ３年にわたるコロナ禍によって、日本においてもリモートワークなど働き方が大きく変化してきました。また、世代ごとに差異があるものの、労働者の働き方に対する意識にも変化が起こり、企業もそれに対応し始めてきています。

11. こうした中、岸田政権は、「新しい資本主義」実現にむけた方策の一つとして、「リスキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への円滑な労働移動」を掲げていますが、諸外国とは働き方や賃金形態、雇用法制（解雇ルール）が異なることから注意が必要であるといえます。

12. また、業務委託、請負、フリーランスなど「雇用によらない働き方」が広がり始めています。業務委託契約を濫用し、労働法規の適用を逃れるケースも散見され、ウーバーイーツなどをはじめとするギグワーカーも増加しています。

13. さらに、政府はＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）やＧＸ（グリーントランスフォーメーション）などを成長戦略に掲げていますが、雇用の受け皿となり得るか、産業構造の転換が想定される中で質の高い雇用や持続可能な地域経済の構築など、「公正な移行」が確保されるかは極めて不透明です。そもそも成長産業が作り上げられていない中で、労働移動させること自体が目的化していることが問題であり、政府の方針は場当たり的であるといわざるを得ません。

　　今必要なのは、賃上げと研修・人材育成などの「人への投資」であり、誰もが安心して働き続けることができるようこれまで以上の雇用対策や労働者保護施策を含む社会的セーフティネットの整備が求められています。

14. 他方で、６月16日に閣議決定された、

　「経済財政運営と改革の基本方針」（以下、骨太の方針2023）では、リスキリングなどのほか、労働市場改革として、①雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直し、②失業給付制度について、自己都合離職により失業給付を受給できない期間に、その申請前にリスキリングに取り組んでいた場合、会社都合の離職と同じ扱いにするなど要件の緩和、③長期間雇用されるほど優遇される退職所得課税制度の見直し、などが盛り込まれています。

　　いずれも労働者にとって大きく影響する内容であり、今後の議論動向を注視しておく必要があります。

(２)　戦後の安全保障政策をはじめ国のあり方を大転換させようとする岸田政権

①　国会軽視、歪む政策決定プロセス

1.　岸田政権は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻やエネルギー危機に乗じて、安全保障政策や原発政策の大転換を十分な議論もなく独断的に推し進めようとしています。こうした政治姿勢は極めて問題があり、立憲主義を蔑ろにする国会運営を繰り返していることは看過できません。

2.　2022年12月に閣議決定した、国の外交・防衛政策の基本方針である、新たな「国家安全保障戦略」をはじめ、「国家防衛戦略」「防衛力装備計画」の、いわゆる「安全保障関連３文書」では防衛力の抜本的強化を掲げています。しかし、実際の中身は、アメリカからのミサイル購入などによる武力増強が中心であり、有事の際の国民保護、食料やエネルギー確保の問題などは軽視されています。

　　また、岸田首相は、戦後日本が掲げてきた「専守防衛は不変」であると強調していますが、敵基地攻撃能力保有と憲法との関係について議論は深まっておらず、安全保障に関わるとして具体的ケースや内容も明らかにしていません。

　　さらに、かつて膨らむ戦費が国民生活を苦しめた反省から、建設国債を防衛費に充てないとしてきた政府方針を議論もなく覆したことや、自民党内から財源捻出のために国債償還ルール変更の検討も示唆されているなど、総じて「ＧＤＰ比２％以上」との数字ありきといわざるを得ません。

　　そもそも、国民を守るために必要なものは何か、そのための財源はいくらかなど、具体的な内容も明確に示されない中で、国民の理解が深まっているとは到底いえません。世論調査では防衛力強化はやむを得ないとする声がある一方で、大幅な防衛費増額や増税には反対との声も大きいことが、その証左であるといえます。軍事的覇権を強める中国やミサイル発射を繰り返す北朝鮮などを仮想敵国とみなし、危機を過剰にあおって軍備増強にひた走る政府の姿勢は極めて問題です。

3.　原発問題も同様です。政府は、2023年２月に閣議決定した「ＧＸ実現に向けた基本方針」において、再生可能エネルギーを主力電源とする一方で、「2050年までのカーボンニュートラル実現」を口実に、原則60年とされた原発の運転期間を実質的に延長可能とすること、さらには2022年７月の参院選で公約に掲げていなかったにもかかわらず、突如として東京電力福島第一原発事故以降政府が一貫して否定してきた建て替えの容認にまで舵を切っています。政府はエネルギー危機も理由の一つにあげていますが、そもそも東日本大震災以降も原発に執着し、抜本的な転換策を講じてこなかった政府の失政が招いた状況ともいえ、核のごみの最終処分場問題の解決策すら示せず、核燃料サイクルはすでに破綻しているのが現状です。

　　エネルギー確保という意味において、原発の建て替え、新増設には相当の時間がかかるものです。また、2030年度の電源構成に占める原子力の比率を20～22％との方針を達成するためには30基程度の稼働が必要とされていることからしても、冷静に考えれば非現実的であるといわざるを得ません。

　　また、世論調査ではエネルギー価格が高騰する中でも、運転期間の延長、建て替えについて反対との回答が多数を占めており、政府の方針は国民の意識からかけ離れたものであるといえます。

　　地震をはじめとする自然災害が多発する日本において完璧な安全などあるはずもないことは、「安全神話」が脆くも崩れ去った東京電力福島第一原発事故で明らかです。東日本大震災からの復興も道半ば、そして原発の廃炉作業の完了も見通せず、生まれ育った土地からの避難を余儀なくされた住民の帰還も進んでいない中で、エネルギー危機に乗じて原発回帰を進める政府の姿勢は断じて認められるものではありません。

4.　こうした重大な政策転換にもかかわらず、政府与党のみで拙速に決定し、国会における議論を軽視するなど、政策決定プロセスが歪められているのは重大な問題です。

　　また、福島第一原発にたまるトリチウム汚染水について、東電は2015年に福島県漁連に「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と文書で回答していたにもかかわらず、岸田首相は８月21日に全国漁業協同連合会と面会の後、「関係者の理解が一定程度進みつつある」と述べ、８月24日に海洋放出を開始しました。地元漁業者に会うこともなく、結論ありきで進めたプロセスは到底容認できるものではなく、政府に対する不信や不満は県内のみならず、国内、さらには国外においても高まっています。

かつて岸田首相自らが誇示していた「聞く力」は微塵も感じられないなど、危険な政治状況にあると認識しておく必要があります。

②　推し進められる憲法改正議論

5.　現在、自民党や日本維新の会などの改憲勢力は、緊急事態条項の新設を足掛かりに改憲議論を推し進めようとしていますが、国民の権利を制限するような事柄についても現行法令で対応が可能であり、議員任期の延長も議論にあがっていますが、参議院の緊急集会により国会の機能は維持されることを踏まえれば、すぐさま憲法改正が必要な状況にはありません。

　　また、本来であれば、2021年９月施行の改正国民投票法の附則に基づくテレビＣＭやインターネット広告に関する規制の検討を優先して行うべきですが、そうした議論は極めて不十分であり各党の主張は平行線のままです。

6.　自民党の最終的な目標の一つは、平和国家の基礎である憲法９条改正であり、日本維新の会などの改憲勢力とともに、憲法審において自衛隊の憲法９条への明記などの議論を推し進めようとしています。憲法は日本の最高法規であり、重要な問題こそ時間をかけ少数意見も尊重するという民主主義の基本は蔑ろにされています。熟議もなきまま改憲議論を拙速に進めることは断じて認められるものではなく、世論喚起や国会議員への働きかけを強化しなければなりません。

③　緩む財政規律と地方財政への影響の危惧

7.　政府予算における巨額の予備費計上の常態化や防衛費を大幅に増額する一方で、2025年度の国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の健全化目標は蔑ろにされるなど、政府は財政規律を一層緩ませています。今後、仮に賃上げが進み、物価と賃金が相互に上がる好循環が実現すれば、日銀は金融緩和策の出口戦略をめざすことになりますが、そうなれば国債償還費が上がるなどの側面もあり、財政に与える影響も大きくなることは必至です。

8.　2023年度政府予算では税収を過去最高に見込んでいますが、防衛費の増額など歳出も拡大し国債費が３割となっています。今後国債償還費が膨れ上がり、仮に歳出削減へと舵を切ることになれば、地方行財政の圧縮へとつながる恐れがあります。

9.　他方で、防衛費増額や少子化対策によって歳出が拡大することになりますが、「骨太の方針2023」では、新型コロナ対策で膨らんだ国の歳出構造を「平時に戻していく」と縮小の方針が明記されており、歳出改革を口実に地方固有の財源である地方交付税等をターゲットに削減圧力が強まることも想定されることから、自治労としても注視しておく必要があります。

(３)　誰もが安心して働き生活できる社会にむけて

①　「共生と連帯に基づく持続可能な社会」の実現

1.　この間の長年にわたるデフレにあったのは、社会保障、雇用・賃金など将来に対する不安が大きく、自己防衛として貯蓄に回し、消費へとつながらない構造になっていることに原因があります。また、貧困や格差の拡大も続いています。賃金の引き上げとともに、非正規労働者の処遇改善などにより格差を是正し、経済的、将来的な生活の不安を取り除くための方策が求められています。

2.　こうした中、岸田政権は「異次元の少子化対策」を掲げ、児童手当や育児休業、奨学金の拡充、住宅支援の強化などを進めるとしています。少子化対策は効果が出るには相当な時間がかかることは明らかであり、遅きに失していることは否めませんが、持続可能な社会を構築するためにも本気で取り組むべき課題であることに違いはありません。しかし、貧困や格差が拡大するなど将来に希望を持てない、経済的な理由から子どもを持つことを選択できない社会であることが根本的な要因であるといえます。

　　そのほか、医療や介護、年金などを含め、社会保障の維持と充実を求める声は大きく、少子・高齢・人口減少社会へと突き進む中で社会機能を維持するために、誰もが安心して働き、生活できる社会環境を整備していくことが、今政府に求められている喫緊の課題です。

3.　一方で、日本はとりわけ痛税感が高い国であるとされています。日本の2022年度の国民負担率〔租税（個人が納める住民税や所得税、企業が納める法人税など）負担率＋社会保障（年金、雇用保険、介護保険などの保険料）負担率〕は47.5％と、ＯＥＣＤ加盟国の中では下位にありますが、社会保障制度や税への根強い不信が根本にあるといえます。

　　今こそ働きたい人が働く、サービスを利用したい人が誰でも利用できるという、当たり前の社会をつくるため、医療・介護・障害者福祉・保育・教育など、「ベーシック・サービス」を拡充し、安心して働き生活することのできる「共生と連帯に基づく持続可能な社会」の実現をめざしていく必要があります。

4.　そのためには財源確保が不可欠ですが、少子化対策の財源議論に見られるように、弥縫策を繰り返すのではなく消費税を含めた税負担のあり方などトータルで議論すべきです。その上で、政策の優先順位をつけ、限られた財源を配分する判断を行うことが政治の役割です。防衛費を最優先する半面で少子化対策などが二の次にされ国民生活を歪ませることはあってはなりません。

　　社会保障をはじめとしたセーフティネットの充実が不可欠です。そして、公共サービスは「誰もが平等に受けることができる」ものとして欠かせないものであり、必要な提供にむけた体制整備と財源確保を求めていく必要があります。

②　「人に寄り添う」政治への転換

5.　安倍、菅政権に見られたように、公助や共助より「自助」を前面に押し出し、企業利益を優先し人を大切にせず、低賃金の非正規労働者の増大など格差拡大を招くなど社会のゆがみをつくりだしたのは自民党であり、そうした政策を長年講じてきたことが将来不安へとつながっているといっても過言ではありません。

　　また、選挙の度に「バラマキ」を繰り返す、耳触りの良い言葉を並べ、重要施策の中身を明らかにせず選挙の争点としない姿勢も問題です。こうしたことを続けていれば、政治への期待や信頼が損なわれ、投票率のさらなる低下へとつながりかねないことが危惧されます。

　　さらに、政権・自民党の政治姿勢が問題視される一方で、野党も政府に説明責任を全うさせる、行き過ぎには待ったをかけるなどの役割を果たせていないなど、政治に期待できないと考える国民が増加する中、ポピュリズム的かつ極端な政策を掲げる少数政党が台頭するなど、野党が乱立している状況にあります。

6.　こうした政治情勢、そして自民党の「一強多弱」の構図を変えるためにも強い野党の存在が求められています。しかし、野党第一党である立憲民主党は、国会において十分に存在感を示せているとはいえない状況にあります。国会審議において政権の疑惑や不祥事への追及、批判ばかりがマスコミ報道等でクローズアップされ、国民から政策課題に対する論戦を展開しているとは認識されておらず、それが支持率の低迷にもつながっているのが現状です。

　　一方で、立憲民主党は「住民サービスの切り捨てではなく、国民の命と暮らしを守り抜き、ベーシック・サービスを充実させる」ことを政策に掲げています。「誰もが安心して働き生活できる社会」の実現のためにも、今一度、追及すべきは徹底的に追及する、そして働く者、生活者の立場に立った積極的な政策論争を展開し、自公政権に代わる選択肢として有権者に認められるよう取り組むことが求められています。

7.　他方で、日本維新の会は、第26回参院選において比例票で立憲民主党を上回り、統一自治体選でも議席を大きく伸ばしており、国民から「選択肢」として認識されつつあります。しかし、同党は教育費や給食費無償化などを掲げてはいるものの、自民党以上に「小さな政府」を標榜しています。この間、大阪では保健所や公的・公立病院の統廃合が進められるとともに、徹底的な公務員削減と民営化を推進してきた結果、コロナ対応が遅れる事態となったことは明白であり、ある意味自民党よりも「自助」を重視しているといえます。

8.　社会、将来への不安が渦巻く中で求められているのは、誰もが安心して働き生活できる社会の実現であり、それを実現する「人に寄り添う」政治です。そのためにも、生活者・働く者の立場に立った政治勢力の拡大、「中道・リベラル」勢力の結集をはかり、政策を大きく転換させていくことが重要です。

(４)　 大震災・原発事故からの復興・創生について

1．東日本大震災から12年が経過しました。被災地においては未だ約３万人の被災者が避難生活を続ける中、沿岸部を中心に人口減少が顕著となっており、復興・創生への道は半ばです。とくに、福島県においては、原子力災害の影響が復興の大きな障害となり、避難指示解除や広域インフラの復旧が進む一方で、帰還にむけた環境整備や生活再建にむけた取り組み、長引く風評被害への対応、度重なる自然災害からの復旧・復興、新型コロナウイルスへの対応など、県内自治体は常に有事対応に追われてきました。恒常的な繁忙から職員も疲弊し、県内においてはメンタル疾患による病休や早期退職が依然として相次いでいます。

2. 政府・東電は、福島第一原発の廃炉作業に係る重要なステップとなる燃料デブリの取り出しについて、2023年度後半には２号機から初めて試験的に取り出すとしています。炉心溶融により溶け落ちた燃料デブリは１号機から３号機までの総量で880トンもありますが、２号機からわずか１グラムの燃料デブリを取り出す試験が、すでに２回も延期されています。東電は事故から30～40年後には廃炉を完了する計画を示していますが、燃料デブリの取り出し自体が進んでいない状況を踏まえれば、廃炉の工程は大幅に遅れていくことが予想されます。

引き続き、早急なプラント状況の把握と燃料デブリ取り出しに向けた研究開発等について、国・東電が一体となった取り組みを求めていく必要があります。

3．福島第二原発の廃炉作業は2021年６月から着工されており、2064年度の終了を目指し進められています。しかしながら、使用済み核燃料と放射性廃棄物の県外搬出による処分については方向性が示されておらず、処分先は決まっていないのが実態です。

引き続き、作業の着実な工程管理や残されている課題の早期解決を求めて、取り組みを続けていかなければなりません。

4．政府は、2023年１月13日、関係閣僚会議を開き、福島第一原発で発生するトリチウム汚染水の海洋放出について、「放出開始は2023年春から夏ごろを見込む」とする方針を決定しました。政府と東電は2015年に福島県漁連に対し「関係者の理解なしには、いかなる処分（海洋放出）も行わない」と文書で約束したにも関わらず、合意なきまま進めてしまった政府の姿勢は到底容認できるものでありません。今後も県平和フォーラムに結集し、「トリチウム汚染水海洋放出反対」の取り組みを進めいくこととします。

5.　中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入は、輸送対象物量約1,400万㎥に対し、輸送開始の2015年３月から2023年１月末までに、累計で約1,341万㎥が輸送され、対象52市町村のうち46市町村の輸送が完了しました。県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の搬入は2021年度末までにおおむね完了し、現在は、特定復興再生拠点区域等において発生した除去土壌等の搬入が進められています。

　　中間貯蔵施設で保管されている除去土壌等は、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に福島県外で最終処分を完了させることが法律で定められており、その着実な実行を求めていく必要があります。

6. 現在、７市町村の帰還困難区域に避難指示が継続されています。

帰還困難区域のうち、住民の居住再開を目指して除染やインフラ整備を進めることで避難指示の解除により居住することを可能とする「特定復興再生拠点」では、2022年６月30日に大熊町の一部、2022年８月30日に双葉町の一部で避難指示が解除されました。また、双葉町は2022年９月５日に新庁舎での業務を開始しました。その後も、2023年３月31日に浪江町の一部、2023年４月１日に富岡町の一部、2023年５月１日に飯舘村の一部で、特定復興再生拠点の避難指示が解除されています。

全住民の避難が唯一続いていた双葉町の特定復興再生拠点の避難指示解除は、復興の進展を象徴する大きな前進ですが、避難指示区域を抱えていた自治体における住民の帰還は、思うように進んでいないのが現状です。これらの理由としては、若年層や子供を持つ保護者を中心に、原発の安全性や放射能に対する不安、就職、就学、さらには医療・介護が挙げられます。さらに帰還の条件として、共通して社会基盤の復旧や整備、心の復興、地域コミュニティの構築が求められています

7. 2021年に政府は福島第一原発事故による県内の帰還困難区域のうち、住民が戻れるめどが立っていない地域について、2020年代に希望者が帰還できるよう避難指示を解除する方針を固めています。今後は、避難先での生活が長期化した中で住民一人ひとりに寄り添った対応が必要とされています。

8. 原発事故に伴う放射性物質の飛散の影響は、未だに農作物等を中心に風評被害があり、全産業に影響を及ぼしています。現在においても県産品の価格は回復傾向にあるものの、震災前の水準まで回復していない品目があります。一方、輸出状況は震災前と比較すると増加し、2021年度は過去最高の輸出量とりました。また、観光客入込数は新型コロナウイルスや福島県沖地震の影響もあり、震災前の水準には至っていません。今後も、官民一体となって、生産・流通・消費の各分野に対し正確な情報を発信するとともに、価格や販路回復に向けた取り組みの強化、継続的な観光キャンペーン、教育旅行の回復や外国人観光客の誘客拡大に向けた取り組みが必要です。

9. 県本部は、東日本大震災・原発事故後の2011年７月から県内自治体単組の早期退職者、病気休暇取得者、特にメンタル疾患を理由とした職員・組合員の調査を継続して取り組んできました。震災から12年が経過しましたが、本年４月現在のメンタル疾患による休職者は367人と昨年より増加傾向にあり、依然として深刻な状況が続いています。

県本部は、引き続き単組・総支部と連携して調査を継続し、対策に当たるとともに、具体的数字等を根拠に本部への報告と対政府や関係機関への働きかけ、対県交渉や市長会、町村会等への要請に引き続き取り組みます。

Ⅱ　公共サービスを取り巻く状況

**1.　公共サービスを取り巻く状況**

|  |
| --- |
|  |
| ①　少子化、高齢化が進行し続ける日本において、地域公共サービスの役割は一層重要になりますが、人口減少・過疎化が大きな課題となる中、地域社会や住民の生活をどう維持するのか、自治体や公共サービスをいかに進めていくかが課題となっています。  ②　そのためには、医療・介護、子育て、教育や環境対策など住民ニーズを的確に把握し、限られた予算や人材で効果的に公共サービスを提供するとともに、財源・体制確保を求めていく必要があります。 |
|  |

(１)　コロナ禍で明らかとなった公共サービスの脆弱性

1.　2000年代初頭からの集中改革プランや市町村合併によって、地方公務員数は大幅な減少を余儀なくされてきました。また、合理化などの名のもとに民営化やアウトソーシング、保健所や病院の統廃合なども進められるなど、公共サービスは長らく切り詰められてきました。

2.　こうした状況下で発生した新型コロナウイルスによって、この間切り捨てられてきた公共サービスの脆弱性が改めて明らかとなりました。

　　とくに保健所については、1994年には847ヵ所あったものが、2023年には468ヵ所とほぼ半減する中で、住民からの電話相談への対応のほか、ＰＣＲ検査の判断や濃厚接触者の洗い出し、医療機関との連携・入院調整など、許容量を大幅に超える対応を求められました。また、感染者が急増し、入院が必要とされる患者に病床確保が追い付かない「医療崩壊」ともいえる状況の中、公立・公的医療機関が中心的役割を担ってきましたが、その中でも医療従事者は自らの生活をも犠牲にしながら職務に従事してきました。さらには、住民からの相談、ワクチン接種、給付金支給事務など、一般行政職の職員も含めて懸命に対応にあたってきましたが、さまざまな分野で人員が圧倒的に不足していることが改めて浮き彫りとなっています。

3.　公共サービスは住民の生命・財産を守るセーフティネットですが、日常業務のみならず、新型コロナ、さらには大規模自然災害への対応などで人員不足は顕著であり、社会的な危機に対応する余力がないことは極めて問題があり、非常時にも対応できる人員の確保が求められています。

(２)　蔑ろにされる地方分権

1.　新型コロナという近年例をみないパンデミックの中では、さまざまな場面（ワクチン接種、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、休業・休校要請など）で国と地方それぞれの役割に関する指摘もなされてきました。一方で、地方自治の本旨が歪められるような施策も行われたことは看過できる問題ではありません。

　　政府は、特別定額給付金として国民一律で10万円を配る施策を実施しましたが、実際の給付事務は市町村が自主事業として行う「自治事務」として丸投げされました。本来、自治事務であれば実施するか否か、どのように実施するかは自治体の裁量の範囲内で決定すべきものですが、今回の事業については自治体の裁量が入る余地はほとんどなく、国が自治事務として、市区町村の責任で実施させるやり方自体の正当性も問われると指摘する声も少なくありません。

2.　また、第33次地方制度調査会では、ＤＸの進展や新型コロナ対応で直面した課題等を踏まえ、「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」についての検討が進められていますが、「非平時においては、平時と異なる考え方で役割分担を整理すべきか。あるいは、非平時への対応は、役割分担の考え方とは別に考えるべきか」との論点が示されており、非常時や緊急事態下など、有事の際の政府の権限強化を目論んでいると見ておく必要があります。

3.　いずれにしても、これまでの地方分権に逆行し、国への権限の再集権化をめざす議論が進められようとしていることに、警戒感をもって注視しておかなければなりません。

(３)　人口減少の中で問われる公共サービス

1.　少子・高齢・人口減少社会に突き進む中、地方ではさらに都市部などへの人口流出に歯止めがかからず、地域社会や住民の生活をどう維持するのか、自治体、公共サービスのあり方が問われています。とくに、高齢化が進む過疎地域などでは、住民の生活を維持するための交通手段の確保、スーパーなどの休廃業による買い物難民への対応、医療の提供など、公共サービスがカバーすべき範囲は拡大しています。

2.　また、過疎化や高齢化により、これまで自治会など地域の「共助」で行っていた住民の見守りなどができなくなり、行政がその役割を担わざるを得なくなる事態も増加することが想定されます。

　　人口が減少すれば税収も減少し自治体財政が悪化することになります。現在、税収確保のための企業誘致や移住支援、子どもの医療費無償化など、自治体間競争が過熱していますが、ＮＨＫが自治体首長を対象に行ったアンケートでは、人口を増やす対策などで競争が激化し、現在住んでいる住民や高齢者への行政サービスが低下傾向にあるとの声も聞かれています。今後自治体には、道路や水道などインフラの老朽化への対策、増加する空き家への対応なども重くのしかかることになり、税収や予算、人材やインフラなど、限られた資源をいかに有効活用するかが求められています。

3.　他方で、今後、ＡＩの活用やＲＰＡなどのさらなる導入により業務の効率化が一定進んでいくことが想定されますが、業務が増大する中ですでに人員が足りない状況にあります。効率化をはかることは必要ですが、その分地域での課題解決など本来充実させるべき施策に取り組むことができるよう、しっかりと必要な人員を配置するなど対応をはかっていくことが重要であり、労働組合としても求めていく必要があります。

(４)　住民を支える公共サービスのための財源確保

1.　公共サービスは「誰もが平等に受けることができる」ものであり、まさに社会のセーフティネットです。今後も、医療・介護、子育て、教育や環境対策など住民ニーズを的確に把握しサービスを提供することが求められており、そのための必要かつ安定的な財源を確保することが不可欠です。

　　また、地方交付税は本来地方の固有財源であることから、その制度設計においてはより地方の声を反映させる必要があります。

2.　しかし、この間、地方交付税を使った政策誘導も行われてきており、現に、マイナンバーカードの交付率を用いて普通交付税算定を上乗せするとされていますが、本来は個人の意思に任せているカード取得をめぐり地方交付税に多寡が生じることとなります。

　　こうした国の政策を進めるために、地方自治体の固有かつ共通の財源である地方交付税を国の財政事情や政策目的で都合よく変更・コントロールできるようにすることは到底認められないものです。

3.　さらに、「ふるさと納税」も地方間での税の奪い合いを進行させるとともに、返礼にかかる経費を５割以下とする総務省が定めたルールを超え、寄付を受けた後に自治体の業務経費がかかる、いわゆる「隠れ経費」の問題も顕在化しています。

4.　公共サービスの多くは、地方自治体で実施していますが、その実施体制は十分とはいえず、人口減少が進行する中にあって、医療や保育など求められる施策が展開されるよう、自治体の基盤を強化することが重要です。他方で、骨太の方針2021に基づき、2024年度までの一般財源総額は確保されているものの今後の動向は不透明であり、高まり続ける行政需要へ対応していく観点からも、引き続き必要財源が確保とともに、より一層の地方分権の推進と、地域偏在性の少ない地方消費税の充実や所得税の累進性の強化、法人税の課税ベースの拡大などの税制改革を強く求めていく必要があります。

**2.　地域公共サービス労働者の労働環境**

|  |
| --- |
|  |
| ①　行政サービスの多様化・複雑化、業務の過密化が進む中、各地で頻発する大規模災害、新型コロナへの対応なども求められ、現場の人員不足が一層深刻化しています。長時間労働の慢性化や、生涯賃金ベースの低下と地域間格差の拡大、各種ハラスメントの増加などの問題も散見され、離職者も増加傾向にあるなど、厳しい職場実態が明らかとなっています。  ②　こうした状況を打開し、安心して働き続けられる、働きたいと思える職場とするためには、初任給引き上げも含めた賃金改善、業務の見直しとともに、業務に見あった人員確保、長時間労働の解消をはじめとする労働条件の改善などが必要であり、労働組合として現場実態を踏まえて要求・交渉していくことが求められています。 |
|  |

(１)　業務に見あわない人員

1.　地域公共サービス労働者を取り巻く環境は厳しさを増しています。行政需要が増加し、業務が多様化・複雑化する一方で、地方公務員数は1995年から減少を続け、現在は若干の増加に転じているものの、現場の人員不足は変わっていません。業務の過密化が一層進んでいる中で、新型コロナや頻発する大規模自然災害への対応など、職員を取り巻く状況は一層深刻化しています。

2.　今後も地域公共サービスが担うべき役割は大きくなることが想定され、必要なサービスを提供し住民の安心を守るためには、業務に見あった人員配置は不可欠です。一方、近年、募集しても応募が少ない、応募がないケースが散見されるなど、職員の確保が難しくなっている自治体は増加傾向にあります。とくに土木や建築など、災害対応の要ともなる技術系職員を中心にその傾向は顕著です。日本総合研究所の推計によれば、2045年に現行水準の行政サービスを維持するための一般行政職の地方公務員数は約84万が必要であるのに対し、労働力人口の減少もある中で約65万しか確保できないと指摘されています。

(２)　魅力的とはいえない公務員賃金

1.　この間の公務員賃金（国公も含む）は初任層を中心に民間と比して低いなど、決して高いとはいえない状況にあります。今般の物価高を受け、多くの企業で初任給や賃金の引き上げがなされていますが、民間企業との格差が拡大すれば、人材確保にも影響することが危惧されています。

　　その中でも地方公務員の場合は、ラスパイレス指数比較が給与実態とかけ離れていく傾向にあることも問題ですが、そもそも当局がラスパイレス指数を引き合いに出して賃金水準の改善に消極的・抑制的であったこと、手当の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して行われている特別交付税の減額による賃金抑制圧力などによって、国家公務員と比しても賃金が高くないのが現状です。魅力ある処遇としながら人材確保を進めていくためにも、人勧のみに依拠するのではなく、しっかりと労使交渉を積み重ね、初任給の引き上げや運用改善をはじめ、自らの処遇を改善していくことが不可欠です。

2.　労働力人口の減少が課題となる中、今後さらに民間との人材獲得競争が激化することは明らかであり、人材確保の観点からも処遇改善は急務です。また、経済状況や社会情勢の変化によっては、公務員人件費に対する政治からの削減圧力が高まることも想定しておくべきです。

(３)　増える時間外労働とメンタルヘルス不調

1.　総務省の「2021年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」によれば、職員１人当たりの時間外勤務は年間148.2時間（前年比15.4時間増）、月45時間超は5.6％（同0.8％増）となっているほか、月100時間以上の時間外勤務を行った職員数は前年度より約1.8万人増加するなど、新型コロナへの対応も含め慢性的な人員不足による長時間労働は増加しています。

2.　また、2021年度に心の不調で１ヵ月以上の病気休暇を取ったか、休職した地方公務員は約3.8万人、全体の1.2％に相当しています。こうした背景について総務省は、新型コロナウイルス感染症に伴う業務量増加や、職場の人間関係などがあると推察しています。

3.　2022年に衛生医療評議会が行った「医療従事者および保健所等職員の意識・影響調査」では、医療従事者について、うつ的な症状が「ある」と回答したのは27％、保健所等職員は35％にのぼっています。また、医療従事者の72％が離職を検討したと回答しており、その理由として、「業務が多忙」「賃金に不満」「業務の責任が重い」などがあげられ、厳しい現場実態が明らかとなっています。

(４)　パワハラなどハラスメントの増加

1.　人員不足などによる過重労働やストレスの高まり、雇用形態の多様化などに伴う職場内コミュニケーションの希薄化などを背景に、公務職場においても、パワーハラスメントをはじめとしたハラスメントは、増加の一途をたどっています。

2.　2021年度の地方公務員における人事委員会・公平委員会を利用した苦情処理件数 1,992件のうち、パワーハラスメントは473件であり、「いじめ・嫌がらせ」の176件をあわせると、苦情処理全体の約３割強が「パワハラ・いじめ・嫌がらせ」となっています。また、セクシュアルハラスメントや妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントも増加しているなどの実態が明らかになっています。

3.　さらに、窓口業務をはじめとする対住民サービスの現場において、サービス利用者や住民等の一部による暴言・暴行や過度な要求、理不尽な主張といった、いわゆる「カスタマーハラスメント」も大きな問題となっています。住民と直接的に向き合うことが多い地方公務員は、理不尽な要求と思われるものに対しても一職員としては反論がしにくい環境にあります。

　　ハラスメントは人権問題でもあり、さまざまなハラスメントに対し組織としてどのように対応していくことが必要なのか、労使ともに真摯に考えていくことが求められています。

(５)　離職者の増加

1.　総務省の「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」資料によれば、民間企業の水準（17.6％）よりは低いものの、地方公務員（2.1％）・国家公務員（2.3％）ともに、20代以下の若手職員の離職率は近年増加傾向にあることが明らかになっています。国家公務員における若年離職志望者とその理由では、「長時間労働等で仕事と家庭の両立が難しい」「もっと自己成長できる魅力的な仕事につきたい」が上位となっており、30歳未満ではよりその傾向が強いと分析しています。

2.　また、2022年に公務労協が行った生活実態調査によれば、転職しようと思ったことが「しょっちゅう」（9.0％）、「しばしば」（11.8％）、「ときどき」（28.2％）をあわせたものを＜ある＞とすると、49.0％は「転職を考えたことがある」と回答しています。前回調査の2007年を５ポイント上回り、若年層ほどその傾向が強く、20代後半では男性が54.4％、女性が63.5％となっています。その背景としては、労働条件よりも、［仕事のやりがい］を感じることができず、［職場・職域の将来展望］を見出せないことが、転職志向の高まりにつながっていると分析しています。

3.　今後労働力人口が減少する中で、民間のみならず、自治体間での人材の奪い合いが激化します。より良い公共サービスを持続的に提供していくためにも、賃金・労働条件とあわせて働き方の改善も急務となっています。

(６)　会計年度任用職員の処遇改善は急務

1.　行政需要が増加する中、本来であれば正規職員を増員・配置すべきであるにもかかわらず、自治体の財政難等を理由にしながら、非正規職員の採用増により対応してきたのが実態です。2020年４月の総務省調査によれば、自治体で働く会計年度任用職員をはじめとした臨時・非常勤等職員は約69万人となっており、全職員の過半数が非正規という自治体も増加傾向にあります。

2.　職務等に基づき、給料・手当について常勤職員との均衡をはかるなど同一労働・同一賃金としていくことが求められていますが、連合が隔年で実施している「パート・派遣等労働者生活アンケート」にあわせて自治労独自で実施した、会計年度任用職員制度移行後実態や課題の調査によれば、2020年の年収について200万円台が５割、100万円台が３割を占める実態が明らかとなっています。

　　会計年度任用職員は行政運営に欠かすことのできない存在であり処遇改善は急務です。あわせて、本来正規職員が行うべき業務についている場合には正規化も求めていく必要があります。

Ⅲ　自治労組織の現状と取り組みの重点課題

**1.　自治労の組織と運動の現状**

|  |
| --- |
|  |
| ①　組合活動の停滞が大きな課題となる中、コロナ禍によって単組活動がさらに二極化している状況にあります。職場の課題解決や組合員の悩みに寄り添い対応することは、労働組合の大きな役割であり、日常的な単組活動の強化が求められています。  ②　組合員数の減少傾向に歯止めがかからず、新規採用者の加入率をはじめとした組織率の低下は深刻です。賃金・労働条件や業務上の課題の改善をはかるためにも、多くの職場の仲間が組合に結集していくことが不可欠であり、さらなる組織の強化・拡大に取り組んでいく必要があります。  ③　単組をサポート・支援していくためにも、県本部・本部が一体となった対応、さらには運動のあり方などの見直しを検討していく必要があります。 |
|  |

(１)　求められる単組活動の活性化

①　コロナ禍で進んだ単組の二極化

1.　この間、自治労全体の活動が低下しており、単組活動の活性化を重要な目標として取り組みを展開してきましたが、各種統一闘争への結集力の低下などの状況は変わっていません。2020年からの新型コロナウイルスの全国的な蔓延により、対面での集会や学習会、会議、レクリエーション活動が開催できないなど、従来の組合活動が大きく制限される事態となりました。

2.　新型コロナの蔓延前から、職場にはさまざまな課題がありましたが、コロナ禍によって、さらに個々の組合員の悩みをはじめ多くの課題が表面化しその解決にむけ対応することが労働組合に求められる大きな役割となりました。活動が制約された中で、ウェブ等も活用しながらさまざまな形で取り組みを展開した単組と、積極的に対応してこなかった単組など二極化している現状にあるといえます。

3.　2022年後半からは対面での活動制限が徐々に解消され、従前の活動を取り戻す状況にあります。しかし、この間の確定闘争や春闘で要求・交渉に取り組んだ単組は、全体的には低調なままです。コロナ禍で活動が停滞した単組が固定・拡大していることが推測され、こうした状況が続けば、組合への結集力がさらに低下することが危惧されることから、日常の単組活動を強化することが求められています。

②　役員の担い手不足と組合員の帰属意識の希薄化

4.　コロナ禍前から単組役員の短期間化が進み、交渉や成功体験が不足していることが指摘されています。また、任期が短期間であることにより、賃金をはじめとする制度の理解も深まらず、単組役員としてのスキルが向上しないことも指摘されています。こうしたことも背景として、交渉をせず人勧などの結果だけ受け入れ、自分たちの賃金・労働条件は自分たちで決めるという組合の基本が薄れている状況に陥っています。

5.　また、コロナ禍の活動停滞とあわせて、「交渉をしない」との意識が、次期役員体制に引き継がれ、停滞した活動が固定化することも危惧されています。

6.　役員のみならず、一般の組合員についても組合に対する意識が薄れているといえます。その背景には、業務多忙で労働組合の活動参加のためプライベートまで犠牲にしたくないとの思いの強まりや、個人主義あるいは自己責任意識の蔓延などがあり、職場の仲間同士、「ともに支え合う」という組合の存在意義についての認識も希薄になっているといえます。

7.　コロナ禍によって組合員が参加する機会が大きく減少したことにより組合員との距離が遠くなり、組合の存在意義や帰属意識がさらに希薄になるという悪循環にあるといえます。それにより、次代の役員の担い手の発掘も難しくなる状況にあり、こうした状況が続けば、組織の存続自体も危ぶまれる事態となることが危惧されています。

(２)　自治労全体の組合員数の減少と組織率の低下

①　続く組合員の減少と新採組織率等の低下

1.　2021年に実施した組織基本調査では、組合員総数は約75万人となっており、2017年調査において80万人を下回って以降も減少傾向に歯止めはかけられていないことが明らかになっています。自治労福島県本部においても、2023年６月１日現在の組合員数は16,834人になっており、昨年同時期との比較で170人減少しています。

　　こうした背景には、新規採用職員の組織率の低下が大きく影響しています。2022年度（12月１日時点）の組織率は60.2％となっており、調査手法が異なるため単純比較はできないものの、組織基本調査に基づく新規採用者の組合加入率が2006年から2017年までは60％台半ばで推移してきたことを踏まえれば、新採組織率は５ポイント低下している現状にあります。とくに県職や政令市をはじめ、県都市などの大単組における加入実績の低下傾向が顕著であり、全体の加入率が押し下げられています。

　　新規採用者の組合加入は、組合活動継続の生命線であり、自治労の組合員減少を食い止めるための最大の課題です。また、一度未加入者を許してしまえば、その後の加入をさらに困難にしてしまうことから、県本部と単組の連携を強化し、準備段階から徹底した取り組みが必要です。

2.　さらに、自治体では中途採用者が増加傾向にありますが、「社会人枠の採用者が加入しない」という事例も見受けられ、その理由として「以前の職場に組合がなかった」「以前の勤務先の組合が何もしてくれなかった」ということが少なくありません。さらに、未加入者の増加や、いったん加入した組合員の脱退などもあります。

3.　このまま減少が続けば、単組活動はもとより、県本部活動の維持や単組支援がより困難となることが想定されます。また、自治労総体としての政府や政治に対する影響力・発信力・交渉力等の低下につながることから、日常の組合活動を強化するとともに、新規採用者・未加入者の組織化などに取り組んでいくことが求められています。

②　停滞する再任用・再雇用者の組織化

4.　2021年に実施した組織基本調査では、再任用・再雇用の組合員の組織率が32.9％と、2019年調査より増加しているものの、依然として組織化が進んでいる状況にあるとはいえず全体の組織率を押し下げる要因となっています。とくに、再任用・再雇用制度による職員がいても「組織していない組合」は42.1％にのぼります。県内においても、再任用・再雇用職員の組織化は県職や大きな市職を中心に行われているものの、多くの単組では組織化が進んでいない実態が浮き彫りになっています。

5.　こうした中、2023年４月から公務員の定年年齢の段階的引き上げがスタートしました。各再任用制度や役職定年制の導入を見据え、再任用時の組合脱退につなげない取り組みや、役職定年者の組合加入を促す取り組みが求められます。

③　進まない会計年度任用職員の組合加入

6.　2020年４月から会計年度任用職員制度が開始されたことから、制度趣旨に沿った労働条件改善の交渉と組合への加入促進に取り組んできました。しかし、2021年組織基本調査に基づく非正規労働者の組織率は5.2％にとどまっています。また、2020年６月に実施した「2020年度自治体会計年度任用職員の賃金・労働条件制度調査」によれば、会計年度任用職員を「組織化の対象としていない」とする単組が６割、さらに団体区分別でみると「組織化の対象としていない」は町村で80.1％、一般市で46.6％にのぼっています。県内においても専門職を中心に、一部の単組が組織化を進めていますが、全体的にはほぼ取り組めていないというのが実態です。

7.　組織化が進まない理由に、単組の執行委員に組織化の必要性や意義が理解されていないことや、正規職員は採用試験を突破して入職したのだという、いわゆる「本工意識」から脱却できていないこと、正規職員の賃金に影響するのではとの不安、組織化後の課題対応への懸念、組合費の課題などがあげられます。また、組織化を開始しようにも、単組の活動が弱まっている中で、他の課題もあり組織化に取り組めていない状況もあります。

　　しかし、会計年度任用職員は「職場の仲間」であり、いまだ常勤職員との均衡がはかられていない実態も散見される中、その処遇を放置することは自らの賃金・労働条件の低位平準化にもつながりかねません。今一度、当事者の声を集め、同じ職場で働くすべての仲間の処遇改善を進めていくことが労働組合の責務であるとの認識を共有し、取り組みを進めていく必要があります。

(３)　県本部・本部の機能強化と運動のあり方の見直しの必要性

1.　単組には、「組合員の声を集め要求・交渉し、課題を解決する」という基本的な活動が求められる一方で、それを支援する県本部の体制にも大きな問題があります。厳しい県本部財政や単組から専従者を出せないことによる担い手不足などにより、専従役職員数を減少させている県本部もあり、書記長をはじめとした専従役員の業務負荷が高まっている状況にあります。福島県本部においても、内局専従に欠員が生じている状況が続いているうえに、2023年４月からは２名の欠員が生じており運動の低下が危惧されています。こうした状況などから、単組状況の実態把握、単組の課題や悩みに対するサポートなどが十分に展開できず、単組への指導力や支援が弱まり、それが各種統一闘争への結集力低下の重要な要因となっています。

2.　本部は、担当部局が明確に分かれていることもあり、評議会も含め各局が抱える課題を共有する場面は限定的であり、さらには役員による県本部担当制を敷いているものの、オルグ等で得た県本部におけるさまざまな課題に関する情報を全体で共有できているとはいえない状況にあります。

　　さらに、各種交渉などの情報の多さとともにその内容やポイントがわかりやすい発信となっていないとの指摘もあります。

3.　単組活動の活性化が喫緊の課題となる中で、単組と県本部間、県本部と本部間での連携強化、さらには運動の取り組み方などの見直しを検討する必要があります。

(４)　女性参画の促進とジェンダー平等の推進

1.　この間、本部機関会議の女性代議員・中央委員割合は30％を目標としてきていますが、達成できている県本部は半数にも満たない状況です。また、2022－2023年度の本部役員の女性比率は30％を達成していますが、県本部五役や専従役員は圧倒的に男性が占める状況にあります。

　　多くの意思決定の場が男性中心となっている状況は変わらず、2023年３月に県本部の女性専従役員を対象に本部が実施した調査では、「男性ばかりの組織」「組合は男の世界だと感じる。男性目線で討議が進んでいる」との指摘もなされています。

　　組合活動のあらゆる分野に女性が参画することは極めて重要であり、男女がともに担うことのできる組合活動の手法を模索することが求められています。

2.　さらに、誰もが働きやすい職場環境を実現するためにも、ＬＧＢＴＱ＋当事者の人権を守りハラスメントなどの課題解決への取り組みをさらに前進させることが必要です。ジェンダー平等はすべての人が向き合うべきテーマであり、多くの人が参画しやすいよう組合活動のさまざまな場面においてジェンダー平等を意識して取り組んでいかなければなりません。

(５)　組合活動と政治との関わり

1.　組合員の賃金・労働条件や職場環境の多くは政治（議会）の決定に大きく左右されます。また、業務や各種施策に関しても政治の影響を大きく受けることから、労働組合として政治と向き合っていくことが不可避であるとの認識のもと、政治闘争の取り組み強化を訴えてきました。しかし、2019年、2022年の参院選の結果を踏まえれば、その重要性が認識されている、取り組みが向上しているとはいえない状況にあります。

2.　とくに、この間指摘されてきたのは、組合員に政治闘争の必要性だけを声高に叫んでも取り組み強化にはつながらないということです。本部が実施した2022参院選についてのアンケート調査（以下、2022参院選アンケート調査）では、コロナ禍において組合が職場課題に「対応できていなかった・活動が見えなかった」「活動にとくに工夫はみられず、活動が縮小していた」との回答が３割強と、労働組合が組合員の声を聞き、要求に盛り込み、その解決にむけて取り組んだとは見られていない実態が明らかになっています。一方で、参院選において組合役員からの働きかけが多いほど「自治労の組織内候補」へ投票する割合が高いことも明らかになっています。

　　こうしたことを踏まえれば、日常的な組合活動の強化を通じて、組合員の結集や信頼を得ることが最優先であるといえます。

3.　さらに、政治が何をしているかなど、活動が見えない、情報に触れる機会が少ない、議員との距離が遠いなどの声も聞かれています。組合員に議員の活動を見せていくことは政治活動の重要性の認識、取り組みの強化につなげる第一歩であり、意見交換会の実施や組合員への議会活動報告を行うなど、日常的な連携を強化し、強固な関係を築いておくことが必要です。

　　その中で政治との関わりや必要性を組合員に丁寧に説明し納得を得ていくことが求められています。

**2.　2024－2025運動方針の重点課題**

|  |
| --- |
|  |
| ①　厳しさを増す労働環境をはじめ、職場における助け合い・支え合い、そして、交渉による賃金・労働条件の改善や、職場課題の解決によって、誰もが安心して働き続けられ、働き続けようと思える職場をつくることが、労働組合活動の基本であり、今こそその役割が求められています。組合員の声を集め、要求に盛り込んでいくことなど、日常的な組合活動を強化するとともに、その活動を広く共有することで多くの職場の仲間の結集へとつなげます。  ②　住民のくらしと命を守るためには、公共サービスの充実、そしてその役割をしっかりと果たすことのできる人員体制の整備が不可欠です。社会的セーフティネットとしての公共サービスの充実・強化のための財源確保をめざすには、世論の理解と共感が重要であることから、そのための活動を展開します。  ③　平和で安心して生活できる社会は誰もが求めるものであり、労働組合の活動もそうした社会なくしては成り立ちません。そのためにも、取り組みに対する組合員の意識を醸成する活動を強化します。そして、自治労がめざす社会を実現していくためには、政治との関わりは密接不可分なものであることから、日常的な組合活動の活性化とあわせて、政治との関わりや意識を高める活動を展開します。 |

(１)　日常的な組合活動の活性化と組織強化・拡大

①　労働組合の基本的活動の強化

1.　単組活動の活性化は自治労運動の根幹であり、停滞した活動を回復させる、日常の当たり前の活動を取り戻していくため、改めて「多くの組合員の思いを集め、要求・交渉し、課題を解決する」との労働組合の基本的活動を強化します。

2.　とくに、物価高騰が組合員の生活を苦しめている状況を踏まえれば、初任給水準の引き上げや運用改善によって賃金水準の底上げをはかっていくことは必須です。

　　また、会計年度任用職員の処遇改善や業務に見あった人員確保をはじめ、中途採用職員の処遇改善、ハラスメントへの対応、さらには職場の課題や仕事のあり方など、課題は多岐にわたります。

　　具体的な課題について、職場実態や組合員からの意見をもとに要求を積み上げ、しっかりと当局との交渉などの取り組み強化をめざします。

②　多くの職場の仲間の組合結集

3.　日常的な組合活動を力強く前進していくためには、労働組合活動の基本である助け合い、支え合いの価値観を共有し、多くの職場の仲間が労働組合に結集していることが不可欠です。2023年９月から2027年８月までを期間とする「第６次組織強化・拡大のための推進計画」を基軸に、新規採用者や未加入者、再任用者や役職定年者、さらには会計年度任用職員などの組織化の取り組みを展開します。

4.　活動の基本は「対面」である一方で、コロナ禍で活動のツールの一つとして定着したウェブも活用し、これまで参加できなかった層の組合員も参加しやすい活動を展開します。

5.　女性や若年層の組合活動への参画を促進することは、労働組合の持続性にも大きく影響します。さらにジェンダー平等を意識し多様な視点や立場、考え方を活動に反映することが組合活動の活性化には不可欠です。こうした視点に立ち、多くの仲間の組合活動への参画を追求するとともに、「自治労ジェンダー平等推進計画」に基づいた取り組みを展開します。

6.　共済との連携による相互の助け合いと生活の保障は、組合活動の原点であることから、新たな共済推進方針に基づき、新規採用者等の組織化と自治労共済の同時加入や加入者拡大の取り組みを進め、自治労組織の強化・拡大をめざします。

③　単組活動の活性化にむけた県本部・本部の機能強化

7.　県本部・本部には、運動のけん引役と同時に、単組活動に対するサポート・支援が求められ、単組の置かれた状況とニーズをきめ細やかに把握しながら、信頼される県本部・本部となることが、最大の課題です。

8.　県本部は、日常的な単組役員との対話や単組オルグの実施を通して、単組の活動実態の把握と課題の明確化をはかり、抱える悩みや単組運営における課題を拾い上げ、解決にむけた助言や行動提起に取り組みます。また、同じ地域公共サービス労働者の賃金労働条件の高位平準化・底上げをはかるためにも、単組間交流を促進するなど、県内単組間の横の連携の強化をはかります。

9.　本部は、各県本部と活動状況や単組状況などを共有し、県本部のサポートを強めます。あわせて、自治労のスケールメリットを生かして、現場実態を踏まえた政策要請などを強化し、県本部・単組へのタイムリーな情報提供に取り組みます。

10. これらの取り組みにより、単組－県本部間、県本部－本部間の関係性を強化するとともに、各地での自治労の取り組みを積極的に発信することにより、組織への求心力と労働組合の社会的意義・価値を高めることをめざします。

(２)　公共サービスの充実にむけた取り組み強化

①　公共サービス充実のための世論への発信

1.　障害・疾病・失業などの誰もが直面しうる生活上の困難と、子育て・教育・介護・医療・地域交通など地域のニーズに対応した公共サービスを展開するためにも、それらを支える人員の確保と賃金・労働条件の改善について、そこに従事する労働組合だからこそ主体的に求めていかなければなりません。

2.　そして、「すべての人が平等に恩恵を享受するための質の高い公共サービス」を実現するためにも、組織内にとどまらず、広く内外に強く発信していくため、「公共サービスにもっと投資を*！*」キャンペーンの通年展開にむけた取り組みをさらに強化します。

②　公共サービス充実のための財源確保

3.　充実した公共サービスを幅広く実施していくためには裏づけとなる安定的な財源が必要となります。そのためにも、適正な累進制の維持・強化や資産課税・金融取引税の適正化による所得再配分機能の強化、法人税の課税ベースの拡大など、国・地方の税配分も含めた現行税制についての抜本的見直しが不可欠です。

4.　また、自治体職員や労働組合は地域に根差した質の高い公共サービスを提供するためにあるという信頼感をつくることこそが、公共サービスの提供体制を支える地方財政の拡充に大きく寄与します。首長・当局や議員との積極的な協議や地域住民との協働も模索し、公共サービス拡充とそれに従事する人への投資に対する市民からの賛同を得る取り組みを促進していきます。

③　自治研活動のさらなる展開

5.　地域の実情をよく知り、かつそのサービスを担う専門的知識を持つ立場から、安心してくらし続けられる地域、誇りをもって働き続けられる職場をつくりあげていくことは、地域公共サービス労働者が集う自治労に期待される重要な役割であり、そうした認識のもとさまざまな取り組みを進めていかなければなりません。

6.　その活動の一つが自治研活動であり、これまで自治労が全国で積み上げてきた多くの経験をもとに、住民や地域のコミュニティ、ＮＰＯなどと連携して、地域のニーズを汲み取った質の高い公共サービスの実現にむけ、「自治研活動」をさらに展開します。

(３)　すべてに関わる政治、その必要性と取り組み強化

①　人権や平和を守る意義の共有と取り組み展開

1.　基本的人権が守られることは、誰もが安心して働き続けることができる社会の基礎となるものです。また、地域の課題に対応する自治体の政策をはじめ、私たちの仕事も人権と密接に関係し、自らの賃金・労働条件の改善などに取り組めるのも、当たり前に人権が尊重される社会があるからであり、その根本を守らなければ労働組合の活動は展開できません。

2.　コロナ禍では医療従事者への差別・偏見に代表されるような人権問題が多く見られました。また、これまでのいわれのない公務員バッシングに対しても、職員の人権を守る視点から労働組合として対応してきました。こうしたことも踏まえて、引き続き、自治労がめざしてきた人権が守られ、差別や偏見のない社会づくりの必要性を全体で共有し、取り組みを展開していくことは不可欠であるといえます。

3.　自治労はこの間、戦争の反省と教訓に立ち二度と悲惨な戦禍を繰り返させないとの理念のもと、憲法のもとで平和を守るための取り組みを行ってきました。また、持続可能な社会をつくる観点から、事故によって地域社会に深刻な影響を及ぼすことが明らかである原発によらないエネルギー政策への転換などを求めてきました。

　　しかし、2022参院選アンケート調査では、憲法や防衛力の強化、原発などのエネルギー政策について、自治労が掲げてきた方針と組合員の意識が乖離する傾向にあることが明らかとなっています。

4.　私たち地域公共サービス労働者の仕事は、人々が「安心して生活することができる」ようにするために提供されるものです。そのためには平和が前提であり、万が一有事が発生した際、自治体には住民避難対応等が求められることになります。また、安全保障関連３文書では、空港や港湾等の公共インフラの利用拡大、地方公共団体等と連携・協力の強化などが盛り込まれており、有事の際には、自治体、そして自治体職員に戦争協力への責務を課せられることも想定されます。

　　このように、業務と密接に関わることからも、平和な地域・社会を守る、地域住民の生活、自らの職場を守る観点から活動を展開することは、地域公共サービスを担う労働組合としての社会的役割であるといえます。

5.　組合員の生活、職場、そして地域を守ることをはじめとする労働組合活動の基本は「助け合い・支え合い」であり、それは平和や人権が守られる社会づくりの根底とも相通ずるものです。住民の命と安全を守る公共サービス労働者として、そして民主的な組織である労働組合として、人権や平和を守るための取り組みの必要性や意義を共有し、運動の強化へとつなげていくことが不可欠です。

　　社会が大きく転換されようとしている今だからこそ、労働組合全体で改めて平和や人権等に取り組む意義を共有していくことが求められています。そして、具体的な取り組み展開へとつなげるためにも、一見自分には関係なさそうな問題でも巡り巡って自分たちの問題になるということ、社会の問題を個人の視点にきちんと置き換えて共有していくため、学習などの機会を設け重要性を再認識するための活動を展開します。また、組織内での丁寧な説明や理解を求める活動とともに、引き続き、市民団体などとも連携し、政府・国会対応を強化します。

②　日常活動から政治との関わりをつくっていく

6.　社会を取り巻くさまざまな課題への取り組み、さらには賃金・労働条件や職場環境の改善には政治との関わりは切っても切り離せないものです。自治労として政治闘争を強化していくためには、労使交渉等をはじめとした運動の積み上げ、組合員の悩みに寄り添った日常的な組合活動を充実・強化していく中で、組合員の信頼を得る、労働組合の団結力を強固なものにしていくことが重要です。

7.　また、私たちの賃金・労働条件や職場環境、さらに業務などの多くは政治に大きく左右されることから、労働組合として首長や議会対策も欠かすことのできない活動の一つです。その際、重要な役割を担うのが組織内・政策協力議員であり、日頃から情報・意見交換など、労働組合として連携することは不可欠です

　　しかし、2023年４月の統一自治体選挙では、全国的な傾向として組織内・政策協力候補の当選者数・率ともに、前回選挙（2019年）よりも減少するという厳しい結果となっています。県内では、震災・原発事故の影響もあり、首長選及び地方議会議員選挙の統一率が低くなったことから、2023年は年間を通じ、選挙戦が行われます。４月以降９月末までに県本部が推薦・支持した候補者が立候補した選挙は、１首長選、８議会議員選の９つですが、これまでに首長１名、議員13名が当選を果たしています。一方で、福島市議選と郡山市議選では政策協力候補として推薦した現職の候補者が１名ずつ落選したとの残念な結果も届いています。今後、執行される自治体選挙においても、厳しいたたかいとなることを想定し、取り組みを強化しなければなりません。

そうしたことも踏まえ、改めて、日常的に政治と労働組合の関わりの重要性や意義に関する学習会を開催するなど、組合員の理解・認識を深める取り組みを展開します。そして、組合員のニーズや組合の要求・政策の実現、自治体施策への意見反映を行っていくため、自治体職員が置かれた立場や自治労の政策を理解し連携できる首長・議員を確保するなど、「１自治体１協力議員」をめざします。

8.　こうした取り組みは、国政選挙の基盤ともなるものです。改めて、地方段階から政治を身近なものにし、政治闘争の強化、そして国政選挙へとつなげていくため、労働組合としての政治との関わりを強化します。